

広報お知らせ号

2013年(平成25年)
10月15日発行

〒038-3803
藤崎町大字西豊田一丁目1
藤崎町企画財政課企画係
☎75-3111(内線2224)

平成25年台風18号により被災された方に対する 県税の免税措置等について

平成25年台風18号により被害を受けられた方には、以下の県税の特例措置等の制度があります。

☆県税の減免

今回の災害により財産等に甚だしい被害を受け、担税力を失ったと認められる方について、特に必要があると認められる場合には、申請により県税を減免できる制度があります。

☆期限の延長

今回の災害により、申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立に関するものを除く。)または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、申請により、期限を指定してこれらの期限を延長する制度があります。

☆徴収猶予

今回の被害により財産について被害を受け、県税を一時に納付または納入することができないと認めるときは、申請により、県税の徴収を猶予することができる制度があります。

☆お問合せ 中南地域県民局県税部 ☎32-1131

定例おはなし会のお知らせ

寒いときに聞きたいおはなしを集めました。じんわり、たっぷりとおはなしを楽しみましょう。

☆日 時 11月2日(土) 午前10時～午前10時45分
☆場 所 常盤生涯学習文化会館 児童室
☆内 容 耳からの読書といわれる「ストーリーテリング(おはなしを覚えて語り聞かせる手法)」でおはなしします。
☆語 手 ときわっ子本の会
☆対 象 小学生、その他おはなしの好きな方

☆お問合せ 町図書館 ☎75-2288

少林寺拳法教室参加者募集のお知らせ

町少林寺拳法協会では、護身の技術である少林寺拳法教室を開催します。

☆日 時 11月16日(土) 午後6時45分～午後8時
☆場 所 スポーツプラザ藤崎「柔剣道室」
☆対 象 小学生以上
☆参 加 費 無料
☆持 ち 物 汗ふきタオル、動きやすい服装でご参加ください。
☆申 込 先 スポーツプラザ藤崎 ☎75-3323
(電話でのお申込みも受け付けます。)

☆お問合せ 天内 ☎75-4027

常盤老人福祉センター休業のお知らせ

常盤老人福祉センターおよびときわ温泉は、改修工事のため10月下旬から平成26年3月下旬の予定で休業させていただきます。

利用者の方にはご不便をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、日程などの詳細については、決まり次第広報等でお知らせします。

☆お問合せ 福祉課福祉係(内線2115)

青森県最低賃金改正のお知らせ

青森県最低賃金が改正されます。金額等は以下のとおりです。

時間額 665円(10月24日(木)から)

青森県最低賃金は、青森県内で働くすべての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。ただし、製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

また、青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規程(罰金額50万円以下)が適用されることがあります。

詳しくは、青森労働局ホームページ(<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)からもご覧になれます。

☆お問合せ 青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-4114

脳トレ教室の参加者を募集します

☆内 容 読み書き、簡単な計算の学習など

☆対 象 者

65歳以上の方で毎週1回学習教室への参加と毎日10分程度の自宅学習が可能なる方

☆会 場

○藤崎地区

・日 時 毎週金曜日 午前9時～正午(初回は11月8日(金))

・場 所 藤崎老人福祉センター

○常盤地区

・日 時 毎週火曜日 午前9時～正午(初回は11月5日(火))

・場 所 常盤生涯学習文化会館

※常盤地区については、常盤老人福祉センターから常盤生涯学習文化会館へ会場が変更されていますのでご注意ください。

興味のある方は、直接会場へお越しください。見学や体験学習も行っています。

また、教室の運営を手伝ってくださるボランティアスタッフ(学習サポーター)も随時募集しています。

☆お問合せ 福祉課介護保険係(内線2113)

ストップ わら焼き!

わら焼きの煙は道路の視界不良を引き起こし、重大な事故を招く原因となります。また、目やのどを痛め、特に身体の弱い方や病気の方に健康被害を及ぼすこととなります。その他、臭いの付着などによる近隣世帯への迷惑や、延焼による消防出動があれば、緊急時の消防活動にも支障をきたすなど、様々な影響を及ぼします。

わら焼きをやめ、稲わら収集の利用やすき込みを行うことで、周囲の環境にも優しい米づくりをしましょう。

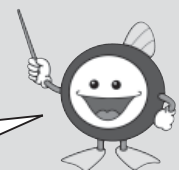
☆お問合せ 農政課農政係(内線2243、2244、2245)

平成25年度 下水道推進標語

「下水道 水が笑顔になれる道」

下水道に関するご相談・お問合せは上下水道課まで ☎75-6025

下水道への加入、よろしく
お願いしま〜
スイスイ!



下水道マスコット
キャラクター
「スイスイ」

次期青森県基本計画原案および青森県行財政改革大綱素案 「県民説明会」開催のお知らせ

県では、現在平成26年度から平成30年度までの5年間を取組期間とする次期青森県基本計画原案および青森県行財政改革大綱素案を策定しています。この内容を県民の皆さまにご説明し、共通理解を深めていただくことを目的として、県民説明会を下記のとおり開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

☆日 時 10月23日(水) 午後1時30分～午後3時
☆会 場 ねぶたの家ワ・ラッセ 2階イベントホール
(青森市安方1丁目1-1)

☆内 容
○次期青森県基本計画原案および青森県行財政改革大綱素案の説明
○質疑応答

☆参加費 無料

☆申込先
参加ご希望の方は、10月18日(金)までに役場企画財政課企画係までご連絡ください。

☆お問合せ 青森県企画政策部企画調整課 総合政策推進グループ
☎017-734-9128

創業補助金第3回募集のご案内

創業などに要する経費の一部を補助することで、新たな需要や雇用の創出を図り、地域経済を活性化させることを目的とした補助金です。

☆対象者

起業・創業や第二創業を行う個人、中小企業・小規模事業者

☆補助対象経費

○創業事業費：人件費、起業・創業申請経費、店舗等借入費、設備費、謝金、旅費等

○販路開拓費：マーケティング調査費、広報費、謝金、旅費等

☆補助率等

○地域需要創造型起業・創業
補助率3分の2(補助上限額200万円)

○第二創業
補助率3分の2(補助上限額500万円)

○海外需要獲得型起業・創業
補助率3分の2(補助上限額700万円)

※補助の下限額はいずれも100万円です。

☆募集締切 12月24日(火)まで(当日必着)

☆応募方法

公益財団法人 21あおもり産業総合支援センターホームページ(<http://www.21aomori.or.jp/>)にある募集要項をご確認のうえ、必要書類を下記応募先までご提出ください。

※第3回創業補助金申請様式は、第2回申請様式とは異なっていますので、申請にあたっては、第3回の新しい様式をご利用ください。

☆応募・お問合せ 公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター
☎017-777-4066

司法書士による無料法律相談会を開催します

成年後見・相続・労働トラブル・借金問題等について、司法書士が無料で相談に応じます。また、手話通訳者も常駐しますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談は無料ですが、具体的な手続きが必要になる場合は別途費用がかかりますので、相談員にご確認ください。また、下記日時以外でも青森県司法書士会総合相談センター(☎0120-940-230)にて相談のご案内やご相談内容に応じたお近くの司法書士の紹介を行っていますので、こちらをご利用ください。

☆日 時 11月23日(土) 午前10時～午後4時
☆場 所 ヒロ口3階「多世代交流室1・2」
(弘前市大字駅前町9-20)

☆主 催 青森県司法書士会

☆お問合せ 青森県司法書士会 ☎017-776-8398

表示登記無料相談会を開催します

青森県土地家屋調査士会では、土地家屋調査士と法務局職員が不動産における表示に関する登記、筆界特定手続き等に関して相談会を開催します。建物の新築・増改築、土地の分譲、境界のトラブル等のご相談がありましたら、お気軽にお越しください。

なお、当日は電話による無料相談も行っています。

☆日 時 11月2日(土) 午前10時～午後3時30分

☆会 場

- 青森市 リンクステーション青森 4階 小会議室
- 五所川原市 青森地方法務局 五所川原支局
- 弘前市 青森地方法務局 弘前支局
- 八戸市 青森地方法務局 八戸支局
- 十和田市 青森地方法務局 十和田支局

☆お問合せ 青森県土地家屋調査士会 ☎017-722-3178

国際線の運航曜日が変更になります

国際定期路線である青森・ソウル線は、10月27日(日)から運航曜日がこれまでの火・木・土曜日から、水・金・日曜日へと変更となります。週末を利用した旅行にも便利となりますので、皆さまぜひご利用ください。

また、青森・ソウル線をご利用すると駐車料金が最大1,000円までとなるお得な青森空港駐車料金減免を平成26年3月まで実施しています。

☆お問合せ 青森県企画政策部交通政策課航空グループ
☎017-734-9153

無料調停相談を開催します

弘前調停協会では、金銭問題(消費者金融問題、過払金返還、債務返済)、交通事故、相続、夫婦・親子などの問題、土地・建物の問題に関する調停手続きの利用について、裁判所の調停委員が相談に応じます。事前予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。

☆日 時 11月1日(金) 午前10時～午後4時
(受付 午前9時30分)

☆場 所 弘前市立観光館 多目的ホール

☆お問合せ 弘前調停協会(青森地方裁判所弘前支部内)
☎32-4321(内線212)

裁判員制度～名簿記載通知の発送について～

☆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿をもとに、全国の地方裁判所で作成されます。平成26年の名簿に登録される人数は、全国で23万6500人です。

☆裁判員候補者名簿記載通知について

平成26年の裁判員候補者名簿に登録された方には、11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせをいたします。この通知は、平成26年2月頃から平成27年2月頃までの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選出されたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票を送付します。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにし、裁判員候補者の負担を軽減するために送付するものですので、調査内容に当てはまらない方は返送していただく必要はありません。

なお、この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選出された際に送付する質問票で辞退を申し出ること、または裁判の当日に辞退を申し出ること可能です。

☆お問合せ 青森地方裁判所刑事訟廷係 ☎017-722-5471